

長浜市告示第112号

長浜市介護福祉施設等整備費補助金交付要綱（平成27年長浜市告示第228号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

長浜市長 浅見 宣義

第3条及び第4条を次のように改める。

（補助対象事業）

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱第2条第1項第2号に規定する事業又は滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱第5条第2号に規定する市町補助対象事業であって、同号の規定により県から補助を受けるもの
- (2) 長浜市介護保険事業計画に基づく施設整備で、長浜市高齢者保健福祉審議会規則（平成25年長浜市規則第74号）第6条第1項第1号に規定する長浜市地域密着型サービス運営委員会において選定された整備事業

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、滋賀県介護施設等開設準備経費補助金交付要綱又は滋賀県地域密着型サービス施設等整備費補助金交付要綱に規定する算定方法に基づき算出した額とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。